

業務指示書

インドネシア国官民協力による農産物流通システム改善プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年12月9日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第二課 真野 修平 Mano. Shuhei@jica. go. jp

質問に対する回答：2015年12月14日 までにJICAホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：農産物流通システム改善に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/農産物流通/本邦研修）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：農産物流通改善
- 2) 対象国又は同類似地域：インドネシア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 マーケティング/商品開発】

- 1) 類似業務の経験：マーケティング/商品開発
- 2) 対象国又は同類似地域：インドネシア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 園芸栽培技術】

- 1) 類似業務の経験：園芸栽培技術
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年12月25日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

(○) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
モデル実証事業に必要な経費

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

() 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター (Centre Prive d' Urgence : CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス (Y2) を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(IDR1 = 0.00888 円 , US\$1 = 120.93 円 , EUR1 = 132.36 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： 1月 7日(木) ～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクト等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/農産物流通/本邦研修
マーケティング/商品開発
園芸栽培技術

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

48.25 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年1月14日(木)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
インドネシア国官民協力による農産物流通システム改善プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/農産物流通/本邦研修	(24.00)	(9.00)
ア) 類似業務の経験	9.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(9.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	(6.00)	(12.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	6.00	6.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： マーケティング/商品開発	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 園芸栽培技術	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

(1) 当該国における農業セクターの開発実績（現状）と課題

インドネシアでは、近年の経済成長に伴い国民の平均可処分所得が上昇しており、富裕・中間所得層(世帯年間可処分所得 5,000 ドル以上)の割合は 1990 年の 5.8% から 2010 年には 57.7% に大幅に増加し、2020 年には 73.5% にまで増加することが予想されている。所得構造の変化に加えて、安全や鮮度を求める消費者の食品嗜好の変化や食の多様化の進行を背景に、食品市場の規模は加工食品・生鮮食品ともに拡大傾向にあり、ハイパーマーケット¹やミニマーケット等の小売店の拡大、レストランやファーストフード等の近代的な外食産業の普及が都市部を中心に急速に進んでおり、今後、中間所得層や人口の 50% 以上を占める 30 歳未満の若年層を中心にこれらの現地資本や外資系の近代的店舗の利用が更に浸透していくことが予想されている。

一方、インドネシアの食品関連市場への参入により生鮮食材の調達を図る流通・外食産業にとっては、輸送インフラやコールドチェーンの未整備、多数の中間業者の介在による複雑かつ高コストな伝統的流通プロセス、不衛生な卸売・小売市場の施設環境等の課題が存在するため、一定の品質と安全性を備えた産品を安定的に調達するために信頼できる取引相手を自社で開拓せざるを得ない状況にある。また、生産者にとっても、高品質で安全²な農産物を栽培しても適切な価格で取引できる市場へのアクセスが困難であるため、生産意欲を削がれる状況となっている。したがって、近代的流通市場（スーパーマーケット、コンビニエンスストア（CVS）、外食産業、食品加工業等）と一定の農業生産技術を有する信頼性の高い生産者との直接的な取引ネットワークを確立することができれば、高品質な農産物市場の拡大に伴う農家所得と生産意欲の向上をもたらすだけでなく、我が国を始めとする食品関連企業にとっても信頼できる調達取引相手の開拓コストや高品質で安全な農産物供給先の競合等のリスクが軽減され、一層の投資や企業進出の促進が可能になることが期待されている。

以上を背景として、2013 年 8 月、インドネシア政府は我が国政府に対し、政府所管の生産地集荷市場施設である STA（Sub Terminal of Agribusiness）の活用を含む効率的な農産物サプライチェーンの構築を目的とした技術協力を要請した。

¹ ハイパーマーケットとは、倉庫型の大型店舗(多くは売場面積が 10,000 m²を超える)で食品、非食品、耐久財など多様な商品を販売する総合小売業態。通常はワンフロアもしくは一部回廊式の二階建て形式で、郊外立地、広い駐車場を備え、スーパーマーケットより大規模で品揃え幅が広い。2005 年から 2009 年のハイパーマーケット、スーパーマーケット、ミニマーケットの店舗数推移は、それぞれ、80→141、1,140→1,146、6,470→11,569 となっている。

² 高品質とは鮮度、外観(形状・色・病害虫等)・食味(味・香り・食感等)・栄養性(ミネラル・ビタミン等)・機能性(食物繊維・色素等)・加工性等がより高いこと。安全とは、健康に悪影響を及ぼす可能性を持つ食品中の生物学的・化学的または物理的な物質・要因・状態(農薬・有害物質・微生物等)を含まないこと。

JICA は 2014 年 8 月に第 1 次詳細計画策定調査団、2014 年 11 月に第 2 次詳細計画策定調査団を派遣し、現地調査及び関係機関との協議を行い、技術協力プロジェクトの枠組みについてインドネシア政府農業省と 2015 年 9 月に実施合意文書(Record of Discussion、以下、「R/D」)にて合意し、今般実施の運びに至った。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

官民協力による農産物³流通システム改善プロジェクト

(2) 上位目標

西ジャワ州全域において、農家所得の向上につながる高品質で安全な園芸作物の生産流通システムの近代化が進展する

(3) プロジェクト目標

対象地域において、農家所得の向上につながる高品質で安全な園芸作物の生産流通システム近代化が進展する。

(4) 期待される成果

成果 1：高品質で安全な園芸作物の市場と農家をつなげる生産流通モデルが開発され、実証される。

成果 2：園芸作物の生産流通システム近代化に関与する行政機関関係者の行政運営能力が向上する。

(5) 活動の概要

【成果 1 に係る活動】

- 1-1 近代的流通市場（スーパーマーケット、CVS、外食産業、食品加工業）における高品質で安全な園芸作物のニーズ調査を行う
- 1-2 高品質で安全な園芸作物を生産できる可能性のある農家グループの候補を特定し、ベースライン調査を行う。
- 1-3 近代的流通市場と 1-2 で特定された農家グループを直接かつ長期的に結び付ける生産流通モデル実証事業の実施計画書を立てる。
- 1-4 農業資材調達（新品種の導入を含む）、生産・収穫方法、集荷・収穫後処理（STA の利用を含む）、金融アクセス、輸送、販売等の改善を含む実証事業を実施する。
- 1-5 事業の進捗のモニタリング及び評価を行う。

³ ここで言う「農産物」とは、穀物等を含む広義の「農産物」ではなく、一般的に「園芸作物」（野菜・果樹）と呼ばれるものを指す（よって、本指示書内における両語は同義と捉えて差支えない。）。

1-6 以上を継続的に実施する仕組みをつくる。

【成果2に係る活動】

- 2-1 高品質で安全な農産物生産流通に係る国内外のグッドプラクティス情報を収集する。
- 2-2 カウンターパート（C/P）及び農家グループのための高品質で安全な農産物生産流通に係る先進事例研修（農協システム、市場情報システム、市場運営、産品ブランド化、地産地消等を含む）を実施する。
- 2-3 研修参加者が STA の運営改善案を含む生産流通システム近代化のアクションプランを策定する。
- 2-4 PMU（Project Management Unit）が生産者、市場関係者、政府関係者の対話と情報交換を強化するための協議会を設置し、定期的を開催する。
- 2-5 プロジェクトの教訓を政策に反映させるための提言を行う。

（6）対象地域

ジャカルタ特別州、西ジャワ州（チアンジュール県、ガルット県、ボゴール市、スカブミ市、バンドン県、西バンドン県）

（7）実施機関

農業省園芸総局、西ジャワ州農業局、チアンジュール県農業局、ガルット県農業局、ボゴール市農業局、スカブミ市農業局

（8）プロジェクト実施期間

2016年2月から2020年1月を予定（計48ヶ月）

3. 業務の目的

「官民協力による農産物流通システム改善プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」）に関し、当機構が2015年9月25日にインドネシア政府と締結したR/Dに基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、上記R/Dに基づいて実施される本プロジェクトの枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

- （1）プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。特に、本プロジェクトが対象とする近代的流通市場のプレーヤーである民間企業活動の進展は急速であり、そのニーズは流動的に変化している。この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、当初想定に固執することなく、プロジェクトの目標達成のための具体的な方法について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。JICA は、これら提言について遅滞なく検討し、必要な措置（先方との合意文書の変更⁴等）を取ることにする。

（２） C/P のオーナーシップの確保

技術協力プロジェクトにおいては、業務実施のプロセスにおいていかに C/P の能力を向上させるかが最も重要である。コンサルタントは、相手国側関係機関のオーナーシップを引き出しながら、共同作業を通じて彼らが必要な能力を向上させ、自らそれらを活用していくことができるようにしていくプロセスについて十分意識・工夫するものとする。また、日常的な業務の実施に当たっては、日本側専門家内のみで業務を実施するのではなく、インドネシア側 C/P と密接に協働してプロジェクト活動を進めていくことを基本として、双方が参加する定期的なプロジェクト進捗管理の場を設けることとする。

（３） プロジェクト実施体制

（インドネシア側）

インドネシアでは地方分権化により、州・県政府の行政権が独立しているため、農業省を実施機関の中核とし、農家への支援を直接行う県及び市政府農業局と、県及び市政府農業局の調整を行う州政府農業局を共同実施機関として形成するプロジェクト管理ユニット（Project Management Unit ; PMU）および合同調整委員会（Joint Coordination Committee ; JCC）が中心となりプロジェクトを実施していく。

実施機関内の担当部局について、詳細計画策定調査時点では農業省加工流通総局であったが、組織改編が生じた為、現在は農業省園芸総局となっている。JICA と相談しつつ改編後の担当部局と関係構築を図りプロジェクトを円滑に遂行する。

（日本側）

本プロジェクトについては、本契約によるコンサルタントチームが実施主体である。また、プロジェクト開始後に詳細計画を決定する実証事業において、コンサルタントや現地リソースでは対応困難な特定技術指導等が必要になった場合は、これを補完する専門家を別途派遣することも検討している。

業務の実施に当たっては、同専門家と十分な情報共有に基づく共同実施体制の構築

⁴ プロジェクトからの提案を受けた PDM 改訂案へのミニッツ署名などを想定。

を行うものとする。

(4) プロジェクト運営管理・モニタリング体制

インドネシア国内におけるプロジェクト活動の多くは、対象地域の農民グループのサイト周辺で行われることになり、農業省及びチアンジュール県、ガルット県、ポゴール市、スカブミ市がそれぞれ提供予定の STA 内のオフィスがコンサルタントの活動拠点となる。なお、対象地域のうち、バンドン県及び西バンドン県は農家の組織化及び近代的流通市場との取引が比較的進展しているため、農業省の意向により両県の農業局は実施機関に含まれていない。したがって、技術移転の対象は、実施機関である農業省園芸総局、西ジャワ州農業局、STA の所在する 2 県 2 市の農業局の職員及び農業普及員に加えて、ポゴール市・スカブミ市が位置するポゴール県及びスカブミ県の農業普及員となる。

プロジェクトの日常的な運営は、コンサルタント及び G/P 職員となるが、日常的な指導やモニタリング活動は、必要に応じ、ローカルコンサルタントや NGO 等の活用も可能である。

(5) 生産流通モデル実証事業のイメージと留意点

これまでインドネシア農業省は、農産物流通の合理化を目的として STA 整備等農産物流通施設に対する支援を行ってきたものの、これらはサプライチェーンの一部を補完するに過ぎないため、効果が著しく限られていた。実際の流通の改善には、サプライチェーン全体を見据え、中間業者の介在を極力抑えた上で、生産地から近代的流通市場までをつなげる統合化された流通システムを構築することが必要である。以上の点を留意の上、一定のポテンシャルを有する農家グループが、さらに高い市場ニーズに対して、より安全で高品質な園芸作物を販売できるようになることを目的としたモデル実証事業を行う。

農業技術については、農家グループの多くが、安全で高品質な青果物を生産する一定の技術を有しているが、農家自らスーパーマーケットと商談を行うことは、彼らの限られた販売の経験・知識や信用力に鑑みて容易ではなく、金融アクセスの確保、計画的に生産する組織力・計画力の強化、洗浄・パッキング施設や効率的な輸送手段の確保などが必要となる。

モデル実証事業の立案に際しては、マーケットインアプローチに基づき、ジャカルタ州等の近代的市場からのニーズを十分に把握した上で、対象とする農家グループの能力に応じ複数立案する。詳細計画策定調査においては、対象地域において「農家グループと近代的流通市場を直接結び付ける」ことを目的とした事業を、各県・市ごとに 2~4 か所程度の農家グループを対象に実施することを提案しているが、上記の目的に沿った範囲で活動内容の柔軟な変更は可能であるため、プロポーザルにおいて提案を行う。モデル実証事業活動の一部（研修、モニタリング等）について、ローカルコンサルタントや NGO への再委託は可能とする。

なお、プロポーザルの作成にあたって、モデル実証事業に必要な経費（供与機材費、施設整備費、業務費、ローカルコンサルタント委託費含む）の上限は1億円を目処として検討すること。但し、モデル実証事業の具体的な内容、規模、件数については初年度に行う市場のニーズ調査及びベースライン調査の結果に基づき決定する。具体的な内容が確定次第、必要に応じ契約変更を行う。

（６） 対象農家グループの選定

支援対象となる農家グループの選定基準として、気温・土壌・降水量等の自然条件、道路や既存の施設へのアクセス、生産技術、組織力、リーダーシップ、最低限の資金力、グループとしての最低限の生産規模、等が想定される。情報収集に際しては、C/P 機関、現地大学及び NGO 等による既存調査情報（農業技術研修経験者、日本における農業研修の卒業生等）を活用し、大規模な標本調査やデータ分析は行わないものとする。また、農家グループの選定に際しては、少ない支援や短い期間で成果が達成される可能性の高いグループ（高ポテンシャル）や、より多くの支援や時間を必要とするグループ（中ポテンシャル）など、様々なタイプの農家グループを選定し、ポテンシャル毎に必要な支援策のモデル化と教訓が同時に得られるようにする。

（７） STA に対する支援の考え方

園芸作物の流過程においてなるべく中間業者を排除し、農家の収入向上を図るとともに消費者の購入価格低下を目的として、STAが全国72ヶ所⁵に整備されたが、現在、そのうち10%程度しか稼働していないことから、STAの有効利用は農業省における課題である。成果1のモデル実証事業において、STA利用に優位性がある場合には、同活用に配慮した計画を立案すること。また、成果2の活動として、STA運営の改善について、国内外の青果物流通システムの先進事例を参考に、農業省や地方政府農業局職員がアクションプランを作成する場合、コンサルタントチームから知見を提供するとともに、同アクションプランの実施についても、可能な範囲でプロジェクトが支援を行う。

さらに、農業省からはSTAの活用策として、STAに糖度計、熟度計、土壌分析器、パッキング機材等の品質保証のための基本的機材供与による品質保証機能とともに、生産流通に関する知識を農民に普及させるためのトレーニング機能（研修教材の作成含む）を付与することが提案されている。成果1のモデル実証事業計画策定時及び成果2の本邦研修によるアクションプラン作成段階において、STAの運営体制を見直す際に、以上の機能をSTAに付与するための具体的な支援策を決定することとするが、現段階で想定される具体的な改善策についてプロポーザルにて提案する。

⁵ 2014年11月の詳細計画策定調査結果による。

(8) 民間企業との連携

プロジェクトにおける生産流通モデル実証事業の立案と実施においては、直接的な事業のパートナーとしての民間企業との連携に加えて、市場・顧客としての民間企業の巻き込みを検討する。特に、インドネシアの食品関連市場に進出済または進出を予定している我が国民間企業とは、広報活動のみならず、積極的な情報共有を行い、プロジェクトがインドネシア側と我が国にとって相互に有益なものとなるよう、その意見・情報を活用する。

また、現在、我が国の農林水産省が中心となって「グローバルフードバリューチェーン戦略」が推進されており、インドネシアは重点国に指定されていることから、インドネシア国内での同戦略に関連して実施される活動と可能な限り連携を図るとともに、情報提供や関係機関との連絡調整等の協力を行う。

(9) インドネシア政府予算の活用

インドネシアは中進国と位置付けられ、既に独自予算により、農家支援プログラム及びSTA等市場整備プログラムが実施されているため、その人的・財政的資源を最大限に活用した協力は重要である。このため、農業省における①政策意思決定手順、②予算配分の仕組み、を十分に把握の上、可能な限りインドネシア政府予算がプロジェクトに配分されるよう調整を行う。また、JICAが過去に実施した2KR無償の見返り資金の活用による農家支援策（輸送車両供与等）の提案も行う。

(10) 既存調査情報の活用

JICAは本プロジェクトの詳細計画策定調査に先立って、「インドネシア国食品産業に関連する農産物流通に係る情報収集・確認調査(2013年7月)」、「インドネシア国卸売市場整備を通じた流通システム改善(2012年1月)」により農産品バリューチェーンに関する情報収集及びその分析を行っている。また、世銀による「Horticultural Producers and Supermarket Development in Indonesia (2007年)」、(財)食品作業センターによる「インドネシア食品産業進出可能性調査(2012年)」等を始めとして、インドネシアの食品/農産物市場に関連した調査資料は多く公開されていることから、コンサルタントはこれらの既存調査資料を十分に確認し、インドネシアにおける農産物生産及び市場流通の現状と課題を把握した上でプロジェクト計画を立案する。

(11) 事業のフェーズ分け

本業務については、以下の2つの契約期間に分けて実施することを想定する。

(ア) 第1期：2016年2月～2017年3月

(イ) 第2期：2017年4月～2020年1月

このため、第1期契約期間終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等についてJICAが指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結することとする。

ただし、本フェーズ分けの期間については、コンサルタントがより適切と考える期間があれば、理由とともにプロポーザルにて提案することが可能である。

(12) 機材の選定・調達計画

生産流通モデル実証事業に必要となる包装・加工、品質保証、集荷施設整備、輸送車両等の機材については、プロポーザルで提案すること。第1期契約期間の中で特定し、仕様、数量及び調達計画を決定する。機材の調達については、本契約に含められる上限額である1,500万円を見積もりに含めることとし、同額を超える機材はJICA在外事務所が調達を行う。

(13) 広報

近代的流通市場関係者（現地に進出している我が国の食品関連企業を含む）、他援助機関・NGO等が、本プロジェクトに関心を持ち、積極的な参加・協力が得られるよう、最も適切な媒体・方法を検討の上、情報発信を行う。特に、本プロジェクトが取り組む実証モデルについては、近代的流通市場からの取引要望を如何に確保するかが重要である点に留意した広報を行う。このため、以下の項目を含めつつ、本プロジェクトの意義、活動内容、成果について、インドネシア国と日本国内の各層に広く発信する効果的な広報計画をプロポーザルで提案すること。

(ア) 現地マスメディアへの発信

本プロジェクトの開始・終了時ならびに節目となる活動を実施する時には、事業の内容や成果をインドネシア国内に広く認識してもらうため、JICA在外事務所と協力し、現地マスメディア等へのプレスリリースの配信、記者会見の開催や記者向け説明会などを行う。また、その際は、C/P機関の広報部門と協力することとし、C/P機関に対して、現地マスメディアへの発信を行うよう働きかけを行う。

(イ) プレスツアーの実施

本プロジェクトの活動の節目において、現地マスメディア等を事業サイトに招き事業の内容や進捗状況・成果を説明するプレスツアーを開催する。

(ウ) 国内外関係機関や他援助機関・NGO等への発信

プロジェクト活動の進捗状況及び成果について、①JICA HP内サイトのプロジェクトウェブサイト（日本語）を更新、②定期的にプロジェクト実施による成果を分かりやすくまとめた広報誌（インドネシア語）を発行して関係者に配布、③プロジェクトの愛称及びロゴマークを作成し、C/P機関と合意の上で広報活動に活用する。

(14) プロジェクト運営指導調査

コンサルタントは、JICAが運営指導調査を実施する場合には、JICAが指示する資料について具体的データを用いて整理し提出する。運営指導調査は、プロジェクトの詳細計画の詰め、見直しが必要な場合や実施運営状況の把握、実施運営上の問題点が発生している場合にJICAが実施する調査であり、コンサルタントは同調査の実施に

協力する。

(15) プロジェクトのモニタリング

本プロジェクトは「技術協力等モニタリング執務要領」に沿って、モニタリングを行うため、6か月毎にモニタリングシートをC/Pと作成し、JICAインドネシア事務所に提出する。

6. 業務の内容

コンサルタントは、以下に示す想定される活動内容を勘案し、本業務を効果的かつ効率的に実施する方法及びR/Dに添付されているPlan of Operationに基づき、具体的な作業工程をプロポーザルにて提案する。

【各期契約期間に共通の業務】

(1) モニタリングシートの作成

JICA 所定の事業進捗モニタリングシートを実施機関と協力して作成し、プロジェクトの進捗状況（JICA が派遣する専門家の活動等を含めたプロジェクト全体の進捗）を確認する。案件開始時に実施機関とともに、R/D 署名時に合意したPDM、POからの変更有無を確認し、それを踏まえ、モニタリングシート Ver.1 を作成する。その後は前回 Ver. 作成後6か月ごとにモニタリングシートを作成する。

(2) 合同調整委員会（JCC）の開催支援

少なくとも年に1回JCCを開催し、プロジェクトの進捗を報告し、プロジェクト全体に関する実施方針について合意を得る。

(3) 広報活動

本協力の意義、活動内容とその成果を日本・インドネシア国民や民間企業及び他ドナー等に広く理解してもらえよう、様々な手段を用いて分かり易く効果的に発信する。

【第1期契約期間：2016年2月～2017年3月】

(1) ワーク・プラン（第1期原案）の作成・協議

本プロジェクトに係る「詳細計画策定調査報告書（案）」等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プラン（第1期原案）（英文、インドネシア文（以下、「尼文」）仮訳添付）に取りまとめる。

同プラン（原案）を基に、C/P 機関関係者と協議、意見交換し、プロジェクトの全体像を共有する。

ワーク・プランについては、上記意見交換と以下（2）の作業を踏まえて、同プラン（原案）の修正版を作成し、C/P 機関関係者と協議・意見交換した上で、ワーク・

プラン（第1期）として取りまとめ、合意する。

（2） プロジェクト・アプローチの合意

プロジェクトのとるべきアプローチの詳細（成果1及び2の各活動のフロー、各活動の狙いや位置づけ、各関係者の役割、時期、対象農家グループの選定基準、活動展開のスケジュールと方策等）について、C/P 機関関係者と協議し、合意する。

<成果1にかかる活動>

（3） 近代的流通市場における高品質で安全な園芸作物のニーズ調査

JICA 専門家及び CP が近代的流通市場（スーパーマーケット、CVS、外食産業、食品加工業等）を訪問して協議を行い、どのような青果品が実際に求められているか、価格、質、量、納期等の目安を把握する。対象農家グループの選定後、農家グループの代表とスーパーマーケット等の顧客が、調達可能な商品について商談を行う場を設定する。既に存在する商品のサンプルを持参することにより即座に商談を成立させられる場合や、顧客のニーズを農家が確認後に試験栽培を開始する場合等が想定され、商品の規格や品質管理の方法、荷姿やパッケージ、納品のタイミング、支払の条件等の交渉の支援を行う。

（4） ベースライン調査の実施と対象農家グループの選定

以下のベースライン調査をプロジェクト開始後3ヵ月までを目安に実施する。調査は、①対象農家グループの選定、②PDM に記載の各指標の数値設定及び測定方法の決定、③対象地域における農家グループのインベントリー作成のための組織や活動実態等の把握、④対象地域における農家グループの近代的流通市場適応力、農産物生産技術、生産資材投入資金力等の現状の把握を目的として実施する。また、農業活動における男女の役割分担、意思決定への参加等ジェンダー主流化の視点にも配慮するベースライン調査も実施する。ベースライン調査は現地再委託を認める。

本調査の結果を踏まえ、コンサルタントはPDM₀の指標をC/P 機関関係者と協議の上、定量的数値目標として修正し、PDM₁としてJCCで承認を得る。

（5） モデル実証事業の準備と実施

上記（3）（4）の結果を受けて、モデル実証事業ごとに実施計画を作成し、実施する。具体的な活動としては農家組織体制強化、新品種導入、デモファームや試験栽培、簡易な生産・収穫後処理施設の建設、生産・梱包資材等の調達、生産計画の作成・実施、生産技術・収穫方法・収穫後処理の普及トレーニング、輸送手段の改善等を想定している。同時に、農家グループが近代的流通市場と取引を行う上で必要となる金融アクセスを改善するための活動（銀行やマイクロファイナンス機関に対して、青果物流通のためのつなぎ融資の実現等）にも、取り組むこととする。農業省や県政府、プロジェクトの予算によって施設建設や資機材の供与を行う場合には、所有者・管理

責任者の設定、適正規模や費用対効果、持続性の確保に留意するとともに、可能な限り農民グループからも資金を拠出させること。

(6) モデル実証事業のモニタリングと評価

モデル実証事業毎に定期的なモニタリングを行うとともに、第1期契約期間に実施した実証事業については、プロジェクトにおいて設定する評価基準に沿って評価する。この評価結果は第2期契約期間に実施するモデル実証事業及び生産流通システム近代化のアクションプラン策定に活用する。

<成果2にかかる活動>

(7) 高品質で安全な農産物生産流通に係る国内外のグッドプラクティス情報収集

インドネシア国内及び近隣国における近代的流通市場を対象とした農産物生産流通改善の成功事例に係る情報収集と成功要因の分析を行い、成果1のモデル実証事業及び成果2の先進事例研修への応用可能性を検討する。近年、近代的流通市場と直接取引を行う農家グループの組織化が進展しているバンドン県及び西バンドン県の事例や活用度が高く評価されている STA 等の事例が想定される。

(8) 本邦研修の実施とアクションプランの作成

「日本における高品質で安全な農産物生産流通に係る先進事例」をテーマに本邦研修を実施する。現時点で想定している研修内容は以下のとおりであるが、コンサルタントはプロジェクト目標を踏まえ、具体的な内容、方法、行程、研修機関等をプロポーザルで提案すること。

コンサルタントは本研修の実施にあたり、「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン」に沿って、以下の業務を行う。本研修に係る「受入」及び「監理」は JICA が実施する。

- ① 研修日程およびカリキュラムの作成
- ② 研修受入先選定、内諾取り付け
- ③ 見学先・実習先の手配
- ④ 教材の作成
- ⑤ 研修場所及び必要資機材の手配
- ⑥ 講義・実習・見学の実施
- ⑦ 各研修候補者が作成するアプリケーションフォームの記入指導及び取り付け支援
- ⑧ 実施機関と調整の上で研修員の人選

- 1) 内容：日本における高品質で安全な農産物生産流通に係る先進事例（農協システム・市場情報システム・市場運営・産品ブランド化・地産地消等）の研修を実施するとともに、STA の運営改善を含む生産流通システム近代化を

達成するためのアクションプランを作成する。アクションプランは、STA 運営機能の強化・効率化を含む生産流通システム近代化による農家の収益性向上を目的として、C/P 機関関係者、農家グループが研修後に取りべき行動をまとめるものである。なお、研修先、研修内容及び研修参加人数については、実施機関及び JICA と協議の上、最終決定する。

2) 対象者：農業省園芸総局、州縣市農業局、農家グループ代表者等を含め、1 回あたり 12 名程度

3) 実施回数：プロジェクト期間に 3 回の実施（2016 年度 1 回・2017 年度 1 回・2018 年度 1 回、各回 2 週間程度）を想定。

4) 想定される研修機関：

- スーパーマーケット、卸売市場（販売する農産物の品質・流通体系・直営農場の概要、市場情報システム等）
- 農業生産法人（生産・ポストハーベスト処理・加工・流通・販売の一貫体系：6 次産業化）
- 全国農業協同組合連合会（JA）、都道府県総合農協（支店集荷システム・流通体系・農家組織マネジメント・産品ブランド化）
- JA 運営によるファーマーズマーケット（地産地消に基づく農家所得向上の流通体系他）

（9）アクションプランの実施促進支援

本邦研修参加者により作成されたアクションプランの実施支援を行う。アクションプランの実施は、実施機関が自身の予算により実施することを基本として想定しているが、可能な範囲でアクションプランの実現のための技術的支援を行う。また、成果 1 のモデル実証事業の一つとして、アクションプランを実施すること、若しくは実施中のモデル実証事業について、アクションプランを反映させた計画修正を行うことも検討する。

（10）在外（第三国）研修実施の検討

（7）のグッドプラクティス情報収集等の結果、東南アジアの近隣諸国において、プロジェクト目標達成に向けて効果的な応用が期待される事例のうち、研修実施が可能なリソースが確認された場合には、コンサルタントからの提案を踏まえ、在外研修の実施を検討する。在外研修の具体的内容及び経費は、現時点では想定が困難であることから、実施する場合は第 1 期契約期間中の契約変更、若しくは、第 2 期契約期間において実施することとし、在外研修に関する諸経費は今回の見積りに含める必要はない。

在外研修を実施する場合、コンサルタントはその実施にあたり、以下の業務を行う。在外研修に係る「受入」及び「監理」はコンサルタントが実施する。

① 研修日程およびカリキュラムの作成

- ② 講師の手配
- ③ 見学先・実習先の手配
- ④ 教材の作成
- ⑤ 研修場所及び必要資機材の手配
- ⑥ 講義・実習・見学の実施
- ⑦ 実施機関と調整の上で研修員の人選

(11) 官民ネットワークの構築

近代的流通市場が求める商品や規格について、生産者、市場関係者、政府関係者のいずれから、お互いの情報共有不足を指摘する声があり、特にインドネシア食品流通分野に進出している日系企業とインドネシア農業行政機関との交流の機会、これまで殆どなかったことから、インドネシア農業省は新しい市場として日系企業とのネットワーク構築への期待は高い。生産者、市場関係者、政府関係者間の対話と情報交換強化を目的とした協議会等の仕組みを構築し、定期的を開催する。

(12) プロジェクト業務進捗報告書作成

第1期契約期間の活動状況（契約上の業務内容のみではなく、JICAが別途専門家を派遣する場合には、その専門家の活動等を含めたプロジェクト全体の活動内容）をプロジェクト業務進捗報告書として取りまとめる。同報告書はJCCで発表することとする。

【第2期契約期間：2017年4月～2020年1月】

(1) ワーク・プラン（第2期原案）の作成・協議

業務計画書（第2期）に基づき、第2期の活動の基本方法、業務工程計画、具体的方法等を記述したワーク・プラン（第2期原案）（英文、尼文仮訳添付）を作成し、C/P機関関係者と協議、意見交換し、第2期の活動内容をワーク・プランとして合意する。

<成果1にかかる活動>

(2) 近代的流通市場ニーズ調査とモデル実証事業の実施

第1期の活動のモニタリング及び評価結果を踏まえ、より効果的な活動計画の修正を行うとともに、継続的な近代的流通市場のニーズ調査に基づく新規モデル実証事業の計画と実施を行う。

(3) モデル実証事業のモニタリングと評価

モデル実証事業毎に定期的なモニタリングを行うとともに、第2期契約期間に実施した実証事業の評価を、プロジェクトにおいて設定する評価基準に沿って評価を行う。この評価結果は、インドネシア政府の農産物生産流通振興に係る政策に反映させるた

めの教訓として活用する。

(4) モデル実証事業の継続的実施体制の構築

これまで実施してきたモデル実証事業に係る一連の活動の成果と教訓を総括した上で、プロジェクト終了後に実施機関が同事業を継続的に実施するとともに、他地域へ展開するための実施計画案及び実施体制案を作成し、JCC で合意を得る。

<成果2にかかる活動>

(5) 本邦研修の実施

第1期から引き続き、「日本における高品質で安全な農産物生産流通に係る先進事例」をテーマに本邦研修を実施する。研修テーマ及び具体的な内容、方法、行程、研修機関等は、前回実施した研修の評価結果及びこれまでのプロジェクトの進捗状況に基づく実施機関からの要望を踏まえ、柔軟に見直すこと。

(6) アクションプランの実施促進支援

本邦研修参加者により作成されたアクションプランの実施支援を行う。アクションプランの実施は、実施機関が自身の予算により実施することを基本として想定しているが、可能な範囲でアクションプランの実現のための技術的支援を行う。また、成果1のモデル実証事業の一つとして、アクションプランを実施すること、若しくは実施中のモデル実証事業について、アクションプランを反映させた計画修正を行うことも検討する。

(7) 在外（第三国）研修実施の検討

在外研修を実施する場合は、プロジェクト期間を通じて1回を想定しているため、第1期契約期間において実施しなかった場合に、必要に応じて第2期契約期間での実施を検討する。

(8) 官民ネットワークの促進

生産者、市場関係者、政府関係者間の対話と情報交換強化を目的とした協議会等を定期的に行い、関係者の要望をプロジェクト活動に反映させるとともに、インドネシアの園芸作物分野におけるアグリビジネス振興策や投資環境の改善策等の政策提言に向けた情報を取りまとめる。

(9) エンドライン調査

ベースラインで調査した項目について、全対象農家グループを対象としたエンドライン調査を実施し、プロジェクト目標及び成果の達成度を分析する。エンドライン調査については、現地再委託を可とする。

(10) プロジェクトの教訓を政策に反映させるための提言

これまで実施してきたプロジェクト活動に係る一連の活動の成果と教訓を総括し、実施機関が策定する農産物生産流通分野の政策へ反映させるための提言を取りまとめた上で、広く関係者を招いたワークショップを開催する。

(11) プロジェクト業務完了報告書の作成

プロジェクトの活動内容（契約上の業務内容のみではなく、JICA が派遣する専門家の活動等を含めたプロジェクト全体の活動内容）をプロジェクト事業完了報告書として取りまとめる。同報告書は JCC で報告するものとする。

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は、第1期はプロジェクト業務進捗報告書（第1期）、第2期はプロジェクト業務完了報告書とし、それぞれ（2）の技術協力成果品を添付するものとする。

年次	レポート名	提出時期	部数
第1期	業務計画書（第1期） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10日以内	和文：3部
	ワーク・プラン（第1期）	業務開始から約2か月後	英文：10部 尼文仮訳添付
	モニタリングシート Ver.1	業務開始から1か月以内	和文：3部
	モニタリングシート Ver.2	Ver.1 提出の6か月後	英文：10部
	モニタリングシート Ver.3	前 Ver. 提出の6か月後	尼文仮訳添付 CD-R:3枚
	プロジェクト業務進捗報告書（第1期）	2017年3月中旬	和文：3部 英文：10部 尼文仮訳添付 CD-R:3枚
第2期	業務計画書（第2期） （共通仕様書の規定に基づく）	2017年4月上旬	和文：3部
	ワーク・プラン（第2期）	2017年5月中旬	英文：10部 尼文仮訳添付

モニタリングシート Ver. 4 モニタリングシート Ver. 5 モニタリングシート Ver. 6 モニタリングシート Ver. 7 モニタリングシート Ver. 8	前 Ver. 提出の 6 か月後 前 Ver. 提出の 6 か月後 前 Ver. 提出の 6 か月後 前 Ver. 提出の 6 か月後 前 Ver. 提出の 6 か月後	和文：3 部 英文：10 部 尼文仮訳添付 CD-R:3 枚
プロジェクト業務完了報告書	2020 年 1 月下旬	和文：6 部 英文：10 部 尼文仮訳添付 CD-R:3 枚

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定にあたっては、JICA とコンサルタントで協議、確認する。

ア ワーク・プラン記載項目（案）

- (ア) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- (イ) プロジェクト実施の基本方針
- (ウ) プロジェクト実施の具体的方法
- (エ) プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）
- (オ) PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- (カ) 業務フローチャート
- (キ) 詳細活動計画（WBS [Work Breakdown Structures] 等の活用）
- (ク) 要員計画
- (ケ) 先方実施機関便宜供与負担事項
- (コ) その他必要事項

イ プロジェクト業務進捗報告書／業務完了報告書記載項目（案）

- (ア) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- (イ) 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
- (ウ) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- (エ) プロジェクト目標の達成度
- (オ) 上位目標の達成に向けての提言
- (カ) 次期活動計画（進捗報告書のみ）

添付資料（和文に添付する資料は英文でも構わない。）

- a PDM（最新版、変遷経緯）
- b 業務フローチャート
- c 詳細活動計画（WBS等の活用）
- d 専門家派遣実績（要員計画）（最新版）
- e 研修員受入れ実績
- f 供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- g 合同調整委員会議事録等
- h その他活動実績

注）イ（オ）及びfの引渡リストは完了報告書のみ記載

（2）技術協力成果品等

コンサルタントが直接もしくはコンサルタントがC/Pを支援して作成する以下の資料を提出する。なお、以下成果品のドラフトはモニタリングシートに添付して提出し、業務実施結果を踏まえ修正・改良したものを最終的な成果品として、それぞれの完成年次のプロジェクト事業進捗報告書／完了報告書に添付して提出することとする。

- ア ベースライン調査報告書
- イ エンドライン調査報告書
- ウ 各種研修教材（本邦研修において使用された市場流通改善のための研修教材（収集資料及びその翻訳を含む）、インドネシア国内でのモデル実証事業時に作成したテキスト、新規に導入された生産流通技術に関するマニュアル等）
- エ プロジェクト成果広報資料

（3）コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。また、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ WBS
- エ 業務フローチャート

（4）その他・JICAへの提出物

- ア 議事録等：プロジェクト計画や実施体制に関し、C/Pと重要な協議を実施した際には、議事録を作成し、JICAインドネシア事務所及び農村開発部に速やかに提出する。
- イ C/Pへの提出文書は、その写しをJICAへ速やかに送付する。

ウ その他、JICAが必要と認め、提出を求めたものについて提出する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

2016年2月上旬に開始し、期間は第1期・第2期合わせて約48ヵ月とする。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目途

- ア 全体 約70M/M
- イ 第1期 約32M/M

（2）業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成は以下に示す分野を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合は、その理由とともに適切な配置をプロポーザルにて提案することとする。また、下記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

なお、業務調整の投入については、インドネシアの民間食品産業とのビジネス交渉等の業務支援を行う為、インドネシア語が堪能であり、同国の社会構造・地域特性に熟知した業務従事者の配置が望ましい。

- ア 総括/農産物流通/本邦研修（2号）
- イ マーケティング/商品開発（3号）
- ウ 園芸栽培技術（3号）
- エ 金融アクセス改善
- オ 収穫後処理/加工
- カ 協同組合組織運営
- キ 官民連携促進/業務調整

また、必要に応じ、現地傭人による英語⇄インドネシア語の通訳備上を認める。

3. 相手国の便宜供与

JICAが2015年9月25日にインドネシア政府と締結したR/Dに基づく。

- （1）C/Pの配置
- （2）事務所スペースの提供

4. 公開資料／配布資料

（1）公開資料

本業務に関する以下の資料が、JICA図書館のウェブサイト（<http://libopac.jica.go.jp/>）で公開されています。

- ・インドネシア「食品産業に関連する農産物流通に係る情報収集・確認調査」
- ・インドネシア「卸売市場整備を通じた流通システム改善（ポストハーベスト処理及び市場流通施設の改善）」

(2) 配布資料

- ・本プロジェクト R/D、M/M
- ・本プロジェクト 詳細計画策定調査報告書（案）

5. 業務用機材

業務遂行上必要な機材があれば、プロポーザルの中で提案すること。

6. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。

ア ベースライン調査

イ エンドライン調査

ウ モデル実証事業に係る一部業務（研修、モニタリング等）

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

7. 見積もり条件

(1) 本邦研修の実施に係る経費

本邦研修の実施に係る経費については、「コンサルタント等契約における研修員受入事業実施ガイドライン」に基づき見積もること。ただし、研修員の受入（渡航・滞在費）及び研修監理員傭上に係る費用については契約に含めない。

(2) 別見積り

プロポーザルにおいて、モデル実証事業に必要な経費については現時点で作業の詳細や業務量が明確にできず、正確な見積もりを行うことが困難であるため、見積価格を分けて提示することとする。算出根拠は概算で構わない。

8. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、年度に跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。ただし、第1期と第2期の間で契約を改めるため、見積もりは全期間及び各期について、各々作成すること。

(2) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA インドネシア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(3) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以 上